

統監府及理事廳官制、統監府總務長官及統監秘書官任用分限及官
 等ニ關スル件、統監府及理事廳職員特別任用令、統監府及理事廳
 警察官特別任用令、統監府通信官署職員特別任用令、文官懲戒令中
 改正ノ件、會議筆記
 明治三十八年十二月二十日

国立公文書館
利用上の注意

枢密院會議筆記及び同委員會議
 は、非公開の席上における発言を
 記録したものであります。したが
 って当該発言者の共同著作物と解
 されますので、引用等発表に際し
 著作権法上の問題の生ずることの
 ないよう特に御配慮願います。

国立公文書館

分類

2 A

配架番号

15-8

枢D 223

樞密院會議筆記

官統
制監
外府
五及
件理
事
廳

明治三十八年十二月二十日午前十時五十分開
議

聖上臨御不被為在

出席員

議長

伊藤議長

副議長

東久世副議長 十六番

大臣

桂 總理大臣 六番

顧問官

福岡顧問官 二十番

田中顧問官 廿二番

細川顧問官 廿四番

河瀬顧問官 廿五番

大鳥顧問官 廿七番

九鬼顧問官 廿八番

高崎顧問官 廿九番

杉 顧問官 三十番

蜂須賀顧問官 卅一番

伊東顧問官 卅三番

岩倉顧問官 卅四番

野村顧問官 卅五番

林 顧問官 卅六番

黒田顧問官 卅七番

西 顧問官 卅八番

青木顧問官 卅九番

缺席員

皇族

嘉仁親王

一番

貞愛親王

二番

威仁親王

三番

載仁親王

四番

依仁親王

五番

大臣

山本海軍大臣

七番

清浦農商務大臣

九番

曾禰大藏大臣

十番

小村外務大臣

十一番

寺内陸軍大臣

十二番

波多野司法大臣

十三番

大浦遞信大臣

十四番

久保田文部大臣

十五番

顧問官

山縣顧問官

十七番

松方顧問官

十八番

樺山顧問官

十九番

佐佐木顧問官

廿一番

海江田顧問官

廿三番

中牟田顧問官

廿六番

高島顧問官

廿二番

税所顧問官

四十番

委員

一木法制局長官

珍田外務次官

倉知外務省參事官

田邊信次官

報告員

都筑書記官長

書記官

河村書記官

柴田書記官

議長(伊藤)

本日ハ統監府及理事廳官制外五件

會議ヲ開ク日韓協約ニ依リ統監府ヲ置カル

ルコトトナリ居ルカ協約ハ即日ヨリ施行セ

ラルルモノ故假ニ從來ノ公使館ヲシテ事務

ヲ扱ハシメ居レリ既ニ佛國ヲ除ク外各國ト
モ盡ク公使館ヲ撤退セリ韓國ノ外交ハ東京
外務省ニ於テ取扱フコトナリ畢竟韓國ニ
テハ從來ノ外國トノ條約ハ依然トシテ存ス
ル故之ニ基ク通商工業等ノ事アルヲ以テ各
國ハ領事ヲ置キ統監府理事廳ト交渉セサル
ヘカラス之ハ即日行ハレサルヘカラス又各
國ヨリ日本ハ此等ノ事ヲ如何ニ取扱フカト
ノ照會ヲ受クルモ規程カ出來テハ不都合ナ
リ故ニ此官制ノ制定ハ緊急ヲ要ス余カ使命

ヲ奉シテ韓國ニ赴キタルハ協約ニ關シテナ
リ内閣ニ於テモ余ノ見ル所ヲ以テ將來韓國
ノ事ニ付キ意見ヲ提出スルヲ望ミ其レニ依
リテ準備ヲ為スヘシトノコトナリシ依テ余
ハ内閣及陸海軍當局者等ト意見ヲ交換シ内
閣ニ於テ大體ノ主義ヲ定メラレ此主義ニ依
リ統監府ノ組織其他ノモノヲ準備セリ平生
ニ在リテハ新規ニシテ重大ナル事ナルヲ以
テ諸君ノ充分ナル考慮ヲ煩ハササルヘカラ
ス然シナカラ前述ノ通緊急ヲ要スルヲ以テ

甚御無理ナレトモ即決ヲ煩ス所以ナリ何卒
速ニ決セラレムコトヲ懇請ス議事ノ順序
第一ニ統監府及理事廳官制ヲ議題トシ第一
讀會ヲ開ク朗讀ハ省畧ス

報告員(都筑) 報告書ニモ述ヘ又議長ヨリ述ヘ
ラレタル通りナルヲ以テ別ニ陳述スル必要
ナシト思料ス要スルニ韓國ノ事情ニ照シ必
要ナル規程ト認ム本案ハ内閣ニ於テ起草ノ
際ニモ議長及書記官長モ書記官モ審査ニ加
ハリ審議ヲ盡シタリシナリ

二十七番(大島) 此ノ官制等ハ急ニ會議ヲ開カ
ルルコトトナリタル故未タ熟讀セサルカ大
體至極尤ナルコトト思フ然レ之ハ新規ノコ
トナレハ熟讀セサレハ分カラ子トモ大體ニ
於テハ賛成ナリ唯一ツ伺ヒタキハ官制ニ依
レハ統監ヨリ韓國皇帝ニ對シ交渉事件アル
様ナルカ重大ナル事件ハ統監ヨリ上奏スル
ナラムカ韓國ニ於テ處置スル官廳アリテ之
ニ日々ノ事ハ交渉セ子ハナラヌト思フ如何
ナル手順ニテ扱ハルルカ

議長(伊藤)

本官ヨリ御答へス大體ヨリ申スト

外交ノ責任ヲ日本カ取ルナリ韓國皇帝及大臣等モ餘程疑問アリテ内政ニ關與セストノ一條ヲ加ヘラレヨシトノ請求モアリタレトモ絶對的ニ此條文ヲ加ヘ難シ此官制ノ外ニ別ニ内閣ヨリ奉勅ノ訓令カ出テ此等ノ事カ定マルナリ實行ハ韓國ノ地方官廳ヲシテ當ラシメサルヘカラス理事廳モ幾分カ内政ニ關與セサルヘカラス又理事官ヨリ統監ニ訴ヘ統監ヨリ韓國政府ニ交渉シ實行サスルコ

トモアリ此等ノコトハ實地ニ臨ミ韓國皇帝トモ協議シ其内閣大臣ヲモ集メテ此等ノ手順ヲ付ケル積リナリ之ヲ要スルニ保護國即向フニ國王アリ政府アル國ニ付テハ取扱一定セス何國ノ例ニ依ルト云フ譯ニ行カス實地ニ臨ミ圓滿ニ行ハルル様ニセサルヘカラス本官カ統監ニ任セラルルカ宜シカラムトノ元老内閣大臣ノ意見故引受クル積リナルカ日本政府ノ政略ナカラサルヘカラス一面ニ於テハ指導者トナリ顧問トナリ韓國ノ施

政ヲ改良セサルヘカラス又一面ニ於テハ韓
國ヲシテ條約ノ義務ヲ實行セシメサルヘカ
ラス此等ノ事ヲ圓滿ニ行ハシムト考ヘ居
ルナリ序ニ申ス統監ハ文武ヲ管轄ス軍隊ニ
對シ文官カ指揮スルハ至難ノコトニテ今日
マテ此解決ツカサリシ臺灣ニ於テハ文武兩
立ニテ宜キモ韓國ニテハ此方法ニテハ或ハ
韓民カ離間スル等ノ機會ヲ生ス又統監ノ威
力ヲ保タサルヘカラス武官ノ方ニ頼ルカ如
キコトナキ様ニ為ササルヘカラス本官カ任

ヲ奉スルニ付キ守備軍ノ司令官カ命令ヲ聞
クコトトナリタリ

議長(伊藤) 別ニ御意見ナクハ第二讀會ヲ開ク
(河村書記官朗讀)

勅令第 號

統監府及理事廳官制

第一條 韓國京城ニ統監府ヲ置ク

第二條 統監府ニ統監ヲ置ク

統監ハ親任トス

統監ハ天皇ニ直隸シ外交ニ關シテハ外務大

臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經其ノ他ノ事務ニ
關シテハ内閣總理大臣ヲ經テ上奏ヲ為シ及
制可ヲ受ク

第三條 統監ハ韓國ニ於テ帝國政府ヲ代表シ
帝國駐劄外國代表者ヲ經由スルモノヲ除ク
ノ外韓國ニ於ケル外國領事館及外國人ニ關
スル事務ヲ統轄シ併セテ韓國ノ施政事務ニ
シテ外國人ニ關係アルモノヲ監督ス
統監ハ條約ニ基キ韓國ニ於テ帝國官憲及公
署ノ施行スヘキ諸般ノ政務ヲ監督シ其ノ他

從來帝國官憲ニ屬シタル一切ノ監督事務ヲ
施行ス

第四條 統監ハ韓國ノ安寧秩序ヲ保持スル爲
必要ト認ムルトキハ韓國守備軍ノ司令官ニ
對シ兵力ノ使用ヲ命スルコトヲ得

第五條 韓國ノ施政事務ニシテ條約ニ基キ義
務ノ履行ノ爲必要ナルモノハ統監ニ於テ韓
國政府ニ移牒シテ其ノ執行ヲ求ムヘシ但シ
急施ヲ要スル場合ニ於テハ直ニ韓國當該地
方官憲ニ移牒シ之ヲ執行セシメ後之ヲ韓國

政府ニ通報スヘシ

第六條 統監ハ帝國官吏其ノ他ノ者ニシテ詔
國政府ノ傭聘ニ係ルモノヲ監督ス

第七條 統監ハ統監府令ヲ發シ之ニ禁錮一年
以下又ハ罰金ニ百圓以内ノ罰則ヲ附スルコ
トヲ得

第八條 統監ハ所轄官廳ノ命令又ハ處令ニシ
テ條約若ハ法令ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限
ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又
ハ處令ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第九條 統監ハ所部ノ官吏ヲ統督シ奏任官ノ
進退ハ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任
官以下ノ進退ハ之ヲ專行ス

第十條 統監ハ内閣總理大臣ヲ經テ所部官吏
ノ叙位叙勲ヲ上奏ス

第十一條 統監ノ外統監府ニ左ノ職員ヲ置ク

總務長官 一人 勅任

農商工務總長 一人 勅任又ハ奏任

警務總長 一人 勅任又ハ奏任

祕書官 專任一人 奏任

書記官

專任七人 奏任

警視

專任二人 奏任

技師

專任五人

通譯官

專任十人 奏任

屬

警部

專任四十五人 判任

技手

通譯生

統監府又ハ其ノ所轄官廳ノ事務ヲ囑託セリ

レタル韓國人ハ高等官又ハ判任官ノ待遇ト

為スコトヲ得

第十二條 總務長官ハ統監ヲ佐ケ府務ヲ總理

ス

第十三條 統監事故アルトキハ統監ノ定ムル

所ニ依リ韓國守備軍ノ司令官又ハ總務長官

臨時統監ノ職務ヲ代理ス

第十四條 農商工務總長ハ上官ノ命ヲ承ケ農

商工其ノ他産業ニ關スル事務ヲ管掌ス

第十五條 警務總長ハ上官ノ命ヲ承ケ警察事

務ヲ管掌ス

第十六條 秘書官ハ上官ノ命ヲ承ケ機密ニ關

スル事務ヲ掌ル

第十七條 書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ府務ヲ掌

ル

第十八條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十九條 通譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ文書翻譯

及通譯ヲ掌ル

第二十條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從

事ス

第二十一條 統監ハ統監府技師通譯官及技手

ヲシテ理事廳ニ在勤セシムルコトヲ得

前項ノ職員ハ其ノ職務ノ執行ニ付當該理事

官ノ指揮監督ヲ承クルモノトス

第二十二條 韓國内須要ノ地ニ理事廳ヲ置ク

理事廳ノ位置及管轄區域ハ統監之ヲ定ム

第二十三條 各理事廳ニ左ノ職員ヲ置ク

理事官 奏任

副理事官 奏任

屬 判任

警部 判任

通譯生

判任

前項職員ノ外統監ニ於テ必要ト認ムル理事
廳ニ警視ヲ置ク奏任トス

副理事官二人以上ヲ置ク理事廳ニ於テハ其
ノ一人ハ主トシテ法律事務ヲ掌ルモノトス
理事廳職員ノ定員ハ別ニ之ヲ定ム

第二十四條 理事官ハ統監ノ指揮監督ヲ承ケ
從來韓國在勤領事ニ屬シタル事務並條約及
法令ニ基キ理事官ノ執行スヘキ事務ヲ管掌
ス

第二十五條 理事官ハ安寧秩序ヲ保持スル爲
緊急ノ必要アリト認ムル場合ニ於テ統監ノ
命ヲ請フノ違ナキトキハ當該地方駐在帝國
軍隊ノ司令官ニ移牒シテ出兵ヲ請フコトヲ
得

第二十六條 理事官ハ韓國ノ施政事務ニシテ
條約ニ基ク義務ノ履行ノ爲必要アルモノニ
付事緊急ヲ要シ統監ノ命ヲ請フノ違ナシト
認ムルトキハ直ニ韓國當該地方官憲ニ移牒
シ之ヲ執行セシメ後之ヲ統監ニ報告スヘシ

第二十七條 理事官ハ理事廳令ヲ發シ之ニ思
金十圓以内、拘留又ハ科料ノ罰則ヲ附スル
トヲ得

第二十八條 副理事官ハ理事官ノ命ヲ承ケ廳
務ヲ掌リ理事官事故アルトキハ臨時其ノ職
務ヲ代理ス

第二十九條 統監府及理事廳警視ハ上官ノ命
ヲ承ケ警察事務ヲ掌ル
第三十條 統監府及理事廳屬ハ上官ノ指揮
ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第三十一條 統監府及理事廳警部ハ上官ノ指
揮ヲ承ケ警察事務ヲ分掌シ部下ノ巡查ヲ指
揮監督ス

第三十二條 統監府及理事廳通譯生ハ上官ノ
指揮ヲ承ケ文書翻譯及通譯ニ従事ス
第三十三條 統監府及理事廳ニ巡查ヲ置テ判
任官ノ待遇トス

巡查ノ定員ハ統監之ヲ定ム
二十八番(九鬼) 本案ハ關係複雑ニシテ前古未
曾有ノ新規ナル事ナリ韓國ノ事情ヲ熟知セ

サレハ判断シ難キモノモアルカ如シ故ニ値
間シタキ廉多カリシモ議長ノ御説明ニ依リ
テ始メテ意見カ立チ得ルニ至レリ而シテ本
案ハ前後牽連シテ各條毎ニ區別シ得サルヲ
以テ平常ノ決議ノ場合ノ如クニケ條三ケ條
位宛切リ刻ミテ決議スルコトヲ止メ緊急中
ノ緊急事件トシテ全體ヲ一括シテ御決議ア
ラシコトヲ乞フ

議長(伊藤) 二十八番ノ御意見ノ通ニ願ヒタシ
内閣ニテモ恐ラク一々講究シ行クコトハ難

カラニ殊ニ保護國ニ関スル事ハ今日未決問
題多ク到底條文ニ拘泥シ居ルコトヲ得サル
モノナリト思フ

三十九番(青木) 二十八番ノ説ニ同意ス又第七
條及第二十七條ハ韓國人ニモ適用スルカ又
ハ日本人ノミニ適用スルカ不明ナリ余ノ見
解ニテハ日本人ノミナラント思フ如何

議長(伊藤) 御見解ノ通ナリ此上ニ裁判所ノコ
トモ近々發布セラルル筈ナリ日本人ニシテ
韓人ヲ虐待スル者ノ如キハ嚴ニ裁判シ處罰

スル積リナリ而シテ裁判ノ公平ヲ保チ韓人
ヲシテ之ニ頼ラシメ漸ヲ逐フテ此ノ個條モ
韓人ニ及ホスノ期ニ達セムコトヲ考ヘ居ル
ナリ

三十九番(青木)

御説明ニテ満足セリ

二十七番(大島)

第三條ノ韓國ノ施政事務ノ範

圍如何内政ヲ含ムカ如シ如何

議長(伊藤)

之ハ説明セサルコトトシタシ之ハ

大政略ノ含マルル所政略ヲ運用スル機械ナ
リ之ハ今日制限スルコト難シ日本政府ノ政

略ニ一任アル外ナシ

二十七番(大島)

政略上範圍ノ定マラヌ方宜シ

カルヘシ第十三條ニ總務長官カ代理スルハ
當然ナルカ司令官ハ統監府内ノ人ニアラサ
ルカ如シ此司令官カ總務長官同様ニ代理ヲ
為シテ可ナルヤ

議長(伊藤)

之モ大謀略ナリ總務長官位ノモノ

カニ師團ヲ牽ユル大將ニ命令ヲ下シ得ルモ
ノニアラス其時ノ都合ニ依リ何レカ代理ヲ
命スル途ヲ開キ置キタルナリ

議長(伊藤) 御意見ナリハ第三讀會ニ移ル朗讀

ハ省略ス本案同意ノ諸君ハ起立ヲ乞フ

(全會一致)

議長(伊藤) 全會一致ト認ム

○

議長(伊藤) 統監府總務長官及統監祕書官ノ任

用分限及官等ニ關スル件、統監府及理事廳職

員特別任用令統監府及理事廳警察官特別任用令統監府通信官署職員特別任用

令、文官懲戒令中改正ノ件、五件ヲ一括シテ

議題ニ供シ讀會ヲ省略シタシ御同意アラム

コトヲ請フ讀會省略ニ御異議ナシト認ム

報告員(都筑) 報告書ニ述ヘタル通總務長官ノ

任用ハ外交ノ事モアル故已ムヲ得ス特別ノ

方法ヲ設ケタルモノニテ其ノ他四件孰レモ

相當ト思料ス

(河村書記官朗讀)

勅令第 號

統監府總務長官及統監祕書官ノ任用、分限及官

等ニ關シテハ文官任用令、文官分限令及高等官

官等俸給令第七條第八條ノ規定ヲ適用セス